

■ 環境改善および研修に関する規定について

参考資料1

ハード面		ソフト面	
行政機関	事業者		■意思疎通条例 (事業者による環境の整備) 第15条 ・従業員に対する研修の実施その他の環境の整備に努めなければならない。 努力義務
	一定規模以上	中小事業者	
○福まち条例 第3条第2項 県は、自ら設置し、または管理する公益的施設等を高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするものとする。 第11条 特定施設整備基準の遵守 義務	○福まち条例 第11条 特定施設整備基準の遵守 義務	診療所、集会所等 ○福まち条例 第11条 特定施設整備基準の遵守 義務	○福まち条例 第6条 事業者は、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。 第7条 県は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に講ずるものとする。 ・県民が福祉のまちづくりについての理解を深めるための学習および啓発活動の推進 ・県民がボランティア活動に参加するための活動情報の提供および養成研修の実施 義務
◎障害者差別解消法		◎障害者差別解消法	
第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。		第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。	
		努力義務	

○だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例（抄）

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚し、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

（施策の基本的事項）

第7条 県は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を基本とし、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に講ずるものとする。

- (1) 県民が福祉のまちづくりについての理解を深めるための学校、職場、地域社会等における学習および啓発活動の推進
- (3) 県民が自ら進んで、創造性を生かし、福祉のまちづくりに関するボランティア活動に参加できるための活動情報の提供および養成研修の実施

（特定施設整備基準）

第10条 知事は、規則で定める公益的施設等(以下「特定施設」という。)のうち多数の者の利用に供する出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、駐車場等の部分の構造および設備の整備に関し、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項について、特定施設の区分に応じて規則で必要な基準(以下「特定施設整備基準」という。)を定めるものとする。

（特定施設整備基準の遵守）

第11条 特定施設の新築、新設、増築、改築、移転、用途変更(施設の用途を変更して特定施設とする場合を含む。)、大規模の修繕または大規模の模様替え(以下「特定施設の新築等」という。)をしようとする者は、特定施設整備基準を遵守しなければならない。

○滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例（抄）

（事業者による環境の整備）

第15条 事業者は、次に掲げる場合において、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるための合理的配慮(滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第2条第4号に規定する合理的配慮をいう。)を的確に行うため、従業員に対する研修の実施その他の環境の整備に努めなければならない。

- (1) 障害者に対し商品を販売するとき。
- (2) 障害者に対し医療、保健、福祉、文化芸術活動、スポーツ等に係るサービスを提供するとき。
- (3) 障害者を雇用するとき。

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり

あらゆる人々が個人として尊重され、住み慣れた家庭や地域社会でいきいきと生活し、完全参加と平等を享受できる社会こそが私たちが目指すべき社会です。

こうした社会を実現するためには、県民一人ひとりが社会に積極的に関わるとともに、県、県民および事業者が協働して、だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適に生きがいを持って暮らすことのできる福祉のまちづくりを進める必要があります。

このため、滋賀県は平成6年10月に「**滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例**」を制定しました。

さらに、条例制定後の少子高齢化の進展、障害者・高齢者等の社会参加意識の高まりなどの社会情勢の変化や、ユニバーサルデザインへの関心の高まり等を踏まえ、平成16年8月、内容を大幅に見直し、「**だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例**」として改正しました。

だれにとっても暮らしやすい社会の実現のために

だれもが地域で安心して生活を営むために大切なことは、一人ひとりが尊重され、互いを思いやる心を持つことです。

生活を営むうえで行動範囲が広がっていくことは、心豊かな生活につながります。このため、多数の人が利用する施設や、道路、駅などをだれもが利用できるようにする必要があります。

福祉用具や使いやすい物品は、生活の質の向上や社会参加に必要なものです。このため、利用者の視点に立った福祉用具や、だれもが使いやすい物品の開発や普及を進める必要があります。

住み慣れた地域社会でいきいき生活するためには、必要な情報がだれでも手に入れることができるようにする必要があります。

「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、県、県民および事業者などが一体となってだれもが暮らしやすい社会の実現を目指します。

ユニバーサルデザインとは

すべての人が、またどのような状態の時でも利用可能なように、はじめから考えて計画し、実施するとともに、その後もさらに良いものに変えていこうという考え方です。

だれもが安心して施設を利用するため 整備する前に届出が必要です

■ 公益的施設等

多数の人が利用する建築物、道路、公園、駐車場、公共交通機関の施設です。
高齢者、障害のある人をはじめだれもが安全かつ快適に利用できるように配慮することが求められています。

■ 特定施設

公益的施設等のうち一定規模以上のもので、整備基準に基づいて整備することが求められています。新築や改築などを行う前に届出が必要です。

■ 公益的施設等と特定施設の一覧

区 分	公 益 的 施 設	特 定 施 設
建 築 物	病院・診療所など	すべてのもの
	身体障害者更生援護施設、老人福祉施設など	
	社会福祉施設（上記を除く）	
	公会堂・集会場	
	図書館・博物館など	
	金融機関など（銀行、信用金庫、農協など）	
	郵便局	
	公益事業（電気、ガス、電話事業）の事務所	
	劇場・映画館など	
	公衆便所	
	火葬場	
	学校、専修学校、各種学校など	
	官公庁舎など	
	工場	見学施設を有するもの 用途面積が100㎡超のもの
	コンビニエンスストア	
	自動車教習所、学習塾など	用途面積が200㎡超のもの
	購買施設など（百貨店、マーケットなど）	
	サービス施設（理容所、旅行代理店など）	
	飲食店、キャバレー、料理店など	用途面積が300㎡超のもの
	公衆浴場	
	体育館、ボウリング場など	用途面積が1,000㎡超のもの
	ホテル、旅館など	
	展示場	
遊技場		
自動車車庫		
事務所		
共同住宅、寄宿舎、下宿	法律事務所などで用途面積が3,000㎡超のもの 戸数が50戸超または用途面積が2,000㎡超のもの	
複合用途施設（2以上の用途に供する建築物）		
道 路	国道、県道、市町村道	用途面積が1,000㎡超のもの すべてのもの
公 園	都市公園、植物園、遊園地、社寺・史跡など	
駐 車 場	路外駐車場	駐車部分が500㎡以上のもの すべてのもの
公 共 交 通 機 関 の 施 設	駅の施設 港湾の施設	

だれもが安心して施設を利用するため整備基準が設けられています

階段・廊下

- 表面は滑りにくい材料で仕上げてください。
- 階段には手すりを設けてください。
- 段は容易に識別しやすいものにしてください。
- 階段の前後の廊下や踊場には点字ブロックを設置してください。
- 主たる階段には、回り段を設けしないでください。



トイレ

- 多数の人が利用するトイレを設ける場合は、車いす使用者が利用できる便房を設けてください。
- 車いす使用者便房は、腰掛便座、手すりなどが適切に配置され、洗浄装置は操作が容易なものにしてください。
- オストメイトに対応した洗浄設備を設けてください。(*)
- 乳幼児いす、おむつ替えのできる設備を設けてください。(*)

*2,000㎡を超える一定の施設および公衆便所



駐車場

- 車いす使用者駐車スペースを全駐車台数に応じて設けてください。
- 車いす使用者駐車スペースの幅は350cm以上取ってください。
- 車いす使用者駐車場は、建物の出入口に近い部分に設けてください。



出入口

- 1以上の出入口の幅は、80cm以上としてください。
- 戸を設ける場合は、自動ドアか車いす使用者が容易に開閉して通行できるドアにし、戸の前後には高低差を設けしないでください。



エレベーター

- 出入口の幅は、80cm以上としてください。
- 奥行きは135cm以上とし、側板には手すりを設けてください。
- 制御装置は車いす使用者が利用しやすい位置に設けてください。
- かつ内には、鏡を設置してください。
- 乗降ロビーは、高低差がないものとし、幅と奥行きは150cm以上としてください。



案内標示等

- 高さや文字の大きさ、標示などは、見やすく理解しやすいものにしてください。
- 点字による表示など視覚障害者が利用しやすいものにしてください。
- 必要に応じ、かな、ローマ字、絵などによる見やすい表示をしてください。



道路(歩道)

- 幅員は車いす使用者が円滑に通行できるものとしてください。
- 舗装は、平たんで、滑りにくく、水はけの良い仕上げにしてください。
- 歩道と車道の交差部の段差は、2cmを標準としてください。
- 必要に応じ点字ブロックを敷設してください。



公園

- 主要な園路の表面は滑りにくい材料で仕上げてください。
- 多数の人が利用するトイレを設ける場合は、車いす使用者が利用できる便房を設けてください。
- ベンチを設けてください。
- 駐車場を設ける場合は、車いす使用者駐車スペースを全駐車台数に応じて設けてください。



※上記は整備基準の一例です。